

第402回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和6年7月31日(水)
13:00~14:30

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

(1) 第二種共同漁業権漁場に係る入漁権の設定に関する裁定について(協議)

(2) その他

5 その他

参照条文

◎漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

（定義）

第六十条 この章において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

7 この章において「入漁権」とは、設定行為に基づき、他人の区画漁業権（その内容たる漁業を自ら営まない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けるものに限る。）又は共同漁業権（以下この章において「団体漁業権」と総称する。）に属する漁場において当該団体漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

（入漁権取得の適格性）

第九十七条 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の者は、入漁権を取得することができない。

（入漁権の内容の書面化）

第九十九条 入漁権については、書面により次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 入漁すべき区域
- 二 入漁すべき漁業の種類及び漁獲物の種類並びに漁業時期
- 三 存続期間の定めがあるときはその期間
- 四 入漁料の定めがあるときはその事項
- 五 漁業の方法について定めがあるときはその事項
- 六 漁船、漁具又は漁業者の数について定めがあるときはその事項
- 七 入漁者の資格について定めがあるときはその事項
- 八 その他入漁の内容

（裁定による入漁権の設定、変更及び消滅）

第百条 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないとして認め、その変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

- 2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による裁定の申請の相手方は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を提出することができる。
- 4 海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。
- 5 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。
- 6 裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の時期
 - 二 入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期
 - 三 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期
- 7 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を裁定の申請の相手方に通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。
- 8 前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議が調つたものとみなす。

(入漁権の存続期間)

第百一条 存続期間について別段の定めがない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。ただし、入漁権を有する者（第百三条において「入漁権者」という。）は、いつでもその権利を放棄することができる。

(組合員行使権)

第百五条 団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合の組合員又は団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員（いずれも漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）であつて、当該団体漁業権又は入漁権に係る漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当するものは、当該漁業権行使規則又は入漁権行使規則に基づいて当該団体漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営む権利（以下「組合員行使権」という。）を有する。

(漁業権行使規則等)

第百六条 漁業権行使規則は、団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、団体漁業権ごとに制定するものとする。

- 2 入漁権行使規則は、入漁権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、入漁権ごとに制定するものとする。
- 3 漁業権行使規則及び入漁権行使規則（以下この条において「行使規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。
 - 一 組合員行使権を有する者（以下この項において「組合員行使権者」という。）の資格
 - 二 漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域又は期間、当該漁業の方法その他組合員行使権者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項
 - 三 組合員行使権者がその有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該組合員行使権者に金銭を賦課するときは、その額
- 4 区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する団体漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会（総会の部会及び総代会を含む。）の決議前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第七十二条第二項第二号の要件に該当することにより同項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有するとされた者に係る団体漁業権にあつては、当該沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者））であつて当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。
- 5 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。
- 6 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の三第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。
- 7 行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 8 都道府県知事は、申請に係る行使規則が不当に差別的であると認めるときは、これを認可してはならない。
- 9 第四項から第六項までの規定は漁業権行使規則の変更又は廃止について、第七項の規定は行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は行使規則の変更について準用する。この場合において、第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。
- 10 行使規則は、当該行使規則を制定した漁業協同組合の組合員又は漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員以外の者に対しては、効力を有しない。

公 示

漁業法（昭和24年法律第267号）第100条第1項の規定に基づく入漁権の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項に基づき次のとおり公示する。

令和5年11月24日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾登史郎

記

- 1 裁定の申請人の名称及び住所
多度津町漁業協同組合 香川県仲多度郡多度津町東港町25番
- 2 裁定の相手方の名称及び住所
塩飽漁業協同組合連合会 香川県丸亀市新浜町一丁目12番7号
- 3 漁業権の種類及び免許番号
第二種共同漁業権（令和6年1月1日免許予定、現免許番号と同じ）
共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、共第243号、共第244号、
共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、共第249号、共第250号、共第251号、
共第252号、共第253号、共第254号、共第255号、共第256号、共第257号
- 4 申請の内容
 - (1) 入漁する区域
第二種共同漁業 共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、
共第243号、共第244号、共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、
共第249号、共第250号、共第251号、共第252号、共第253号、共第254号、
共第255号、共第256号、共第257号に定める漁場の区域
 - (2) 入漁する漁業の種類
第二種共同漁業
 - (3) 入漁する漁獲物の種類
藻建網・磯建網漁業で漁獲する魚介類
 - (4) 入漁する漁業時期
1月1日から12月31日まで
 - (5) 存続期間
令和6年1月1日から令和15年12月31日
 - (6) 入漁料
1統につき年間3万円
 - (7) 漁業の方法
藻建網・磯建網漁業
 - (8) 統数
1統

公 示

漁業法（昭和24年法律第267号）第100条第1項の規定に基づく入漁権の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項に基づき次のとおり公示する。

令和5年11月24日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾登史郎

記

- 1 裁定の申請人の名称及び住所
丸亀市漁業協同組合 香川県丸亀市富士見町二丁目10番16号
- 2 裁定の相手方の名称及び住所
塩飽漁業協同組合連合会 香川県丸亀市新浜町一丁目12番7号
- 3 漁業権の種類及び免許番号
第二種共同漁業（令和6年1月1日免許予定、現免許番号と同じ）
共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、共第243号、共第244号、
共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、共第249号、共第250号、共第251号、
共第252号、共第253号、共第254号、共第255号、共第256号、共第257号
- 4 申請の内容
 - (1) 入漁する区域
第二種共同漁業 共第238号、共第239号、共第240号、共第241号、共第242号、
共第243号、共第244号、共第245号、共第246号、共第247号、共第248号、
共第249号、共第250号、共第251号、共第252号、共第253号、共第254号、
共第255号、共第256号、共第257号に定める漁場の区域
 - (2) 入漁する漁業の種類
第二種共同漁業
 - (3) 入漁する漁獲物の種類
藻建網・磯建網漁業で漁獲する魚介類
 - (4) 入漁する漁業時期
1月1日から12月31日まで
 - (5) 存続期間
令和6年1月1日から令和15年12月31日
 - (6) 入漁料
1統につき年間3万円
 - (7) 漁業の方法
藻建網・磯建網漁業
 - (8) 統数
8統